

平成30年第1回北海道議会定例会 予算特別委員会 開催状況（環境生活部所管）

開催年月日 平成30年3月14日（水）
 質問者 共産党 真下 紀子 委員
 答弁者 環境生活部長 小玉 俊宏
 アイヌ政策推進室長 杉崎 哲志
 アイヌ政策推進室参事 永浦 政司

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>三 アイヌ政策について</p> <p>(一) 日本国への内国化について</p> <p>次にアイヌ政策について伺います。</p> <p>北海道の命名から150年とされますが、先住者にとっては苦難の歴史でもありました。2009年（平成21年）に、日本政府は国連で「アイヌが日本列島北部周辺とりわけ北海道に先住し、独自の言語・宗教や文化の独自性を有する先住民族である」と、公式な認識を示しました。アイヌ社会には近代統治機構の中央政府のようなものは存在しなかったわけですが、いつから北海道は日本国となり、アイヌは日本国民とみなされたのかについて、どのような見解があるのか伺います。</p> <p>(二) 国連宣言に盛り込まれた権利について</p> <p>これは支配者側の和人側からの一方的な主張であるわけです。しかし現代においては変わってまいりました。</p> <p>国連の先住民族宣言には、すべての人権と基本的自由を享受する権利が第1条に掲げられております。第2条では自由・平等と差別されないこと、第3条には自分で決める権利、自決権が掲げられました。本道においても同様の見解でアイヌ施策を展開していく必要があると考えますが、いかがですか。</p> <p>(三) アイデンティティの回復について</p> <p>異なる民族として位置付けられてその保障がされたということです。</p> <p>アイヌは北海道の前身である蝦夷地に暮らしていた先住民族だということが明らかになりました。和人による同化</p>	<p>(アイヌ政策推進室参事)</p> <p>アイヌの人たちについてでございますが、国では、平成19年の「先住民族の権利に関する国際連合宣言」、その翌年の「アイヌ民族を先住民族とすることを求める国会決議」を受け、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を設置し、平成21年7月には内閣官房長官に「報告書」が提出されたところでございます。</p> <p>この報告書では、1593年に、豊臣秀吉が、後に松前と改姓する蠣崎慶広に朱印状を与え、松前に集まる人々の取り締まりと税を取り立てる権利を認めたとされ、その後、1799年には東蝦夷地を、1807年には西蝦夷地を、幕府がその直轄にしたとされております。</p> <p>また、アイヌの人たちは、鎌倉、室町時代の頃から、和人との交易などを行い、和人の経済社会に取り込まれていく中で、18世紀に入りますと、「アイヌは完全に和人の支配下に入り、労働力を搾取される存在」となっていくとされ、1855年の日魯通好条約締結に至るロシアとの交渉に際し、幕府は、「アイヌの人々は日本に所属する人民であり、アイヌの人々の居住地は日本の領土であると主張した。」とされております。</p> <p>(アイヌ政策推進室参事)</p> <p>アイヌ施策の展開についてでございますが、「有識者懇談会」の報告書では、アイヌ政策の基本的考え方として、憲法13条の「個人の尊重」が基本原理であり、我が国の法秩序の基礎をなすこと、アイヌのアイデンティティを持って生きることを選択した場合、国や他者から妨げられてはならないこと、さらには、アイヌというアイデンティティを持って生きることを可能にするような政策を行うことに配慮が必要と記載されているところでございます。</p> <p>道といたしましても、アイヌの人たちが、アイヌというアイデンティティを選択できますよう、引き続き、アイヌ協会や関係市町村と連携を図りながら、国際社会が目指す、異なる民族が共生し、文化の多様性が尊重される社会の実現に向け、施策の推進に取り組んでいく考えでございます。</p> <p>(アイヌ政策推進室長)</p> <p>アイヌの伝統・文化の振興についてでございますが、道におきましては、独自の生活様式や固有の言語を持ち、自然を敬い共生する北海道の先住民族でありますアイヌの人たちの文化を尊重してきているところであります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>政策のために失われてしまった文化や言語等の復興を推進する必要があるというふうに考えております。その中には民族固有の生活様式、宗教的思想、儀礼、芸能活動など、伝統・文化として復興していく必要があると考えますが、いかがですか。</p> <p>(四) 松浦武四郎の歴史観、アイヌ観について ここに至った先住民族アイヌの歴史観についてあらためて注目されているところでございます。 また、命名した松浦武四郎さんが安全に北海道等の探査ができたのは、そこに住むアイヌの協力があってのことと承知しております。そこで、松浦武四郎さんの歴史観、アイヌ観について、道はどのように認識されているのでしょうか。</p> <p>(五) 新北海道史における「障害」となったという位置づけについて 松浦武四郎さんは随行してくれたアイヌの人たちを固有名詞で一人ひとり記録しています。そうした親交が非常に深かったということだと思ふんです。 ところが、新北海道史においては、アイヌについて「その特殊な存在は北海道開拓のために単に負担となったばかりではなく、かえって障害とさえなった」とこのように記述をされていることには驚きました。これはどういうことなのでしょう。和人の侵略的な立場からの一方的記述であって、アイヌ民族の視点が欠けているのではないかと考えますが、いかがですか。</p> <p>(六) 道史におけるアイヌから見た歴史の反映について 今後ですね新しい道史が編纂されるわけですが、先住民族から見た歴史が盛り込まれてしかるべきではないかと。この点についてはどのようにお考えですか。</p>	<p>また、アイヌの人たちは、明治期以降の国の様々な施策により、伝統的な生活や生産の手段を失い、貧困にあえぎ、また、近年に至るまで、いわれのない多くの差別を受けてきたという歴史的事実があったと認識しております。</p> <p>道といたしましては、平成9年制定のアイヌ文化振興法に基づき、アイヌの人たちの民族としての誇りが尊重される社会の実現を図るため、アイヌの伝統・文化の理解の促進に取り組んできたところであり、今後とも、アイヌ文化財団等と連携をし、アイヌ語や伝統舞踊、工芸の振興など、文化施策の一層の推進に努めてまいります。</p> <p>以上でございます。</p> <p>(アイヌ政策推進室参事) 松浦武四郎についてでございますが、松浦武四郎は、生涯にわたって全国を歩き続け、探検家、作家、地理学者、出版者、古物収集家などとして、幅広い分野で活躍された方であり、明治2年には、蝦夷地の名称につきまして、明治政府にアイヌの古老から聞いた「カイ」という言葉を用いて「北(ほつ)加(か)伊(い)道(どう)」と言う名前を提案した、北海道の名付け親としても知られております。</p> <p>28歳から41歳にかけて6回にわたり蝦夷地を調査いたしました。その際には、アイヌの人たちに案内をお願いして、寝食をともにするなど、アイヌの文化に深く触れるとともに、アイヌの人たちの生活や文化を紹介するため、多くの記録を残すなど、アイヌの人たちとの信頼関係を築き上げた人物であると認識しております。</p> <p>(アイヌ政策推進室参事) 新北海道史についてでございますが、北海道が、昭和46年に編集・発行いたしました、「新北海道史 第3巻 通説二」は、北海道大学の名誉教授を編集長として、明治元年の箱館裁判所設置から明治19年の北海道庁設置に至る期間をまとめたものと承知しております。</p> <p>ご指摘の記述に関しましては、「第三節 アイヌ問題」に、「アイヌ問題の重要性」として記載されており、当時の北海道開拓の歴史の中で、明治以降、北海道の全人口に占める移住者の割合が大幅に増加する中で、「アイヌの北海道経営に対する政治上・経済上・社会上の地位が低下していった」ことなど、当時の情勢を背景に、移住者側からの視点により、開拓を進める上で、アイヌの人たちを特別扱いしつづけることが、難しくなっていた経緯をあらわしたものと推察いたします。</p> <p>(アイヌ政策推進室長) アイヌの人たちに関する歴史などについてであります。が、「新北海道史 第3巻 通説二」の発行以降、平成19年の「先住民族の権利に関する国連宣言」、その翌年の「国会決議」など、アイヌの人たちを取り巻く社会的背景は、</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>そうした考え方を道史に反映するためにも知事にお伺いをしたいと思いますので、お取りはからいをお願いいたします。</p> <p>(七) アイヌ民族への差別・偏見について</p> <p>「開拓使は、一般人民と同格の人格をアイヌに認め、特別取扱いを廃止し、漸次日本人と同等の取り扱いをする方針にでた」とも記載をされ、明治7年に戸籍上平民と同様となったとされております。一方、アイヌからの奪取、アイヌの虐使の歴史も記載されており。その後もアイヌへの差別や偏見は続くわけです。アイヌへの差別的な扱い、差別思想についてどう認識されているのか、伺います。</p> <p>(八) 生活様式について</p> <p>アイヌ民族は先住民族のために何代も前まで祖先をさかのぼることができるそうです。つまり、少なくとも江戸時代にはコタンを単位とする生活様式が営まれ、海外との貿易に匹敵する経済活動も行いながら生活していたこととなります。その時代まで、遡って、先住民族としての生活様式を確認できるのでしょうか。</p>	<p>大きく変化したところであります。</p> <p>また、「有識者懇談会」の報告書では、「アイヌ社会は非文字社会であったため、その歴史記述は、アイヌ以外の人々が残した文字資料等に依らざるを得なかったこと」などが指摘されております。また、「今後のアイヌ政策を考えるにあたって、歴史と正面から向き合うことは不可欠である」とされているところであります。</p> <p>こうした動きを受け、国におきましては、アイヌの人々が先住民族であるとの認識の下、これまでのアイヌ政策をさらに推進し、総合的な施策の確立に取り組むこととしており、道といたしても、その施策の展開にあたりまして、アイヌの人たちに関する正しい理解と知識の共有が不可欠であると考えているところであります。</p> <p>(アイヌ政策推進室参事)</p> <p>アイヌの人たちに対する差別等についてでございますが、我が国の先住民族であるアイヌの人たちは、明治期以降、生活の糧を得る場を狭められ、また、文化面等でも差別を受けてきたという歴史的事実があったものと認識しております。</p> <p>平成20年の「アイヌ民族を先住民族とすることを求める国会決議」では、「我が国が近代化する過程において、多数のアイヌの人々が、法的には等しく国民でありながらも差別され、貧窮を余儀なくされたという歴史的事実を、厳粛に受け止めなければならない」としております。</p> <p>また、平成25年度に実施をいたしました、道の「アイヌ生活実態調査」では、現在においても、職場や就職のとき、学校などで、差別を受けたことがある、あるいは他の人が受けたのを知っているとの回答がございまして、いまだ、アイヌの人たちに対する差別等は存在していると認識をしております。</p> <p>(アイヌ政策推進室参事)</p> <p>アイヌの生活様式についてでございますが、「有識者懇談会」の報告書には、7世紀に始まった擦文文化(さつもんぶんか)期の中で、現在、認識されているアイヌ文化の、その原型がみられ、13世紀から14世紀にかけては、狩猟、漁撈、採集を中心に一部には農耕を行う生活の中で、自然とのかかわりが深く、海を渡って交易を盛んに行うといったアイヌ文化の特色が形成されていくと記載されております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(九) アイヌの葬儀・遺骨観について</p> <p>そうした生活までさかのぼってアイヌ民族は魚を捕って自分の先祖を敬うということをしております。</p> <p>アイヌは、死ぬと土にかえるという考え方で、アイヌコタンでは墓地とされるところにコタンの人々が共同で埋葬されていると聞いております。アイヌの死に対する考え方、送葬に関する考え方というのはどのようなもので、埋葬・送葬における様式や儀式はどのようになされていたと、道は認識しているのか、伺います。</p>	<p>(アイヌ政策推進室参事)</p> <p>アイヌの葬儀などについてでございますが、道のアイヌ民族文化研究センターが発行いたしましたアイヌ文化を紹介する小冊子では、アイヌの儀式の作法などには、多くの地域で共通してみられる決まりごとや考え方がある一方で、地域ごと、あるいは人によって異なる点もあると記載されておりますほか、アイヌの人々は、人間が亡くなった後は「死後の世界」へ行き、生前と同じように村を作り、生活しているといわれており、「死後の世界」での暮らしに使うための衣服、道具などを傷つけたり、燃やしたりすることで、それらは「死後の世界」に送ることができると考えられたとされております。</p> <p>また、先祖の供養は、家の中やその周辺で行われるため、墓参りという習慣はありませんでしたが、先祖の暮らす「死後の世界」へ供物を届けてもらえるよう、火の神にお祈りをする儀式が行われているとされているところでございます。</p>
<p>(十) 遺骨の研究対象としての扱いについて</p> <p>死後の世界でもコタンのみんなと一緒にですね暮らしているというそういう死生観を死語観を持っているということがわかったわけです。</p> <p>ところがですね和人によって、遺骨が掘り出されてしまいました。文化財として指定され、また、研究対象とされて、今も、札幌医大や北大等に保管をされております。それだけではなくて、DNAという最も尊重されるべき人権、個人情報アイヌ民族ということで、本人あるいは家族、民族の同意もなく研究に使われているというのが現状です。これは、日本の憲法のもとでの平等、基本的人権の保障とともに、先の国連宣言に合致していると言えるのか。道の見解を伺います。</p>	<p>(アイヌ政策推進室参事)</p> <p>遺骨の取扱いについてでございますが、平成29年4月に、北海道アイヌ協会、日本人類学会及び日本考古学協会がとりまとめました「これからのアイヌ人骨・副葬品に係る調査研究の在り方に関するラウンドテーブル」の報告書では、これまでのアイヌの遺骨等の収集・研究をめぐる評価といたしまして、「先住民族であるアイヌに対する研究は、他者の文化を議論しているという意識に欠け、先住民族の声を聞いてこなかった側面がある」としております。アイヌ遺骨等に係る研究は、「先住民族の権利に関する国連宣言の趣旨を尊重するとともに、アイヌが遺骨等に有する権利を尊重することが重要」と指摘しているところでございます。</p>
<p>(十一) 遺骨の祀り方について</p> <p>大変重要な指摘だと思います。</p> <p>第11条の2項では宗教的財産が奪われた場合の救済が国の責務と位置付けられました。遺骨というアイヌ民族にとって、最も根源的な問題で、今後整備される国の共生象徴空間1か所に保管することが、アイヌの意向に沿った、アイヌらしい葬送にあたるのかという疑問の声も出ております。この点についてはどのようにお考えか、遺骨の祀り方について部長に見解を伺いたいと思います。</p>	<p>(環境生活部長)</p> <p>遺骨の祀り方についてであります。国では、平成25年6月に決めました「アイヌ遺骨の返還・集約に係る基本的な考え方」に基づき、各大学等に保管されているアイヌの遺骨につきまして、関係者の理解及び協力の下で、遺族等への返還が可能なものは、各大学等において、アイヌの人たちへの返還に努めることとし、直ちに返還できない遺骨等につきましては、国が主導して、民族共生象徴空間の慰霊施設に集約をし、アイヌの人たちによる受入体制が整うまでの間、尊厳ある慰霊と適切な管理を行うこととされております。</p> <p>道といたしましては、アイヌの人たちの精神文化が尊重され、アイヌの人たちによる尊厳ある慰霊が着実に進むよう、アイヌ遺骨等の早期返還の実現に向け、引き続き、国に働きかけてまいります。</p> <p>以上でございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(十二) 遺骨提供の同意について</p> <p>返還が前提、条件が整えば返還を求めている方々により誠実な対応が必要だというふうと考えております。</p> <p>アイヌはコタンで集団的に墓地を利用していたわけです。私は、研究を否定するわけではございません、しかし、戸籍法による、先ほど議論しましたがけれども戸籍法による統治以降ですね、平民と同様の権利が供されていたはずであり、また、現憲法下では、基本的人権の尊重が明記をされているわけでありまして本人の同意あるいは民族の同意があつてしかるべきではないかと考えるところです。本人同意のない遺骨提供はありえないと考えるのですけれどもいかがでしょうか。</p> <p>私はその指摘を受けてですね、道の方でも調査委員会のようなものを作っていたらいいなと思っているものですから、知事に見解を伺いたいと思いますので、お取りはからいをお願いいたします。</p> <p>(十三) サケの狩猟等アイヌの伝統文化継承の取組について</p> <p>(1) 道内における取組について</p> <p>次に道内各地で、アイヌの伝統文化の継承に取り組まれている様子があります。中でも、北海道開発に伴うサケの遡上が途絶えた中で、その復活をはかりながら、アイヌの伝統漁法・マレブを使ったサケの捕獲、捕獲したサケをカムイ、神に献上するカムイチェップノミの儀式を行って、保存食であるサケとばも作られていると聞いております。どこで、どのような取組が行われているのか。披瀝願います。</p> <p>(2) 伝統漁法の復活・継承について</p> <p>私も参加させていただきましたけれども感謝の気持ちがわき起こってきます。非常に重要だなというふうに思いました。</p> <p>豊平川に続いて、旭川市では自然保護団体が石狩川などにサケの放流を行いまして、旭川市内などの河川に遡上が確認をされております。この遡上してきたサケをアイヌの伝統漁法によって捕獲する伝統を残したいという要望が私のところに寄せられております。道としても、支援をしながら、アイヌの自然に感謝し、共生するというこうした伝統儀式を、全道各地で継承していくことが重要ではないかと考えますけれども、道の認識と取組への考えを伺います。</p>	<p>(アイヌ政策推進室参事)</p> <p>遺骨等の収集についてでございますが、「ラウンドテーブル」の報告書では、「研究目的の遺骨等の収集に関しては、十分な説明と同意の取得がなされてこなかった」と評価しており、「研究の実施にあたっては、透明性の高い枠組みを確保することが必要であり、特に研究倫理面に留意し、中立的な組織による事前審査を受けることが不可欠である」と指摘しているところでございます。</p> <p>(アイヌ政策推進室参事)</p> <p>サケを迎える儀式等の取組状況についてでございますが、アイヌ文化財団では、今年度、アイヌの伝統的なサケ漁の体験事業を白老、平取、新ひだか地域で6回開催し、延べ565名の方々に参加していただいているところでございます。</p> <p>また、今年度、アイヌ文化財団が助成をいたしました、サケの漁期が始まる前に豊漁となることをお祈りするカムイチェップノミなどの儀式につきましては、札幌、網走、釧路など道内7箇所が実施されているところでございます。</p> <p>(アイヌ政策推進室参事)</p> <p>サケを迎える儀式等の継承活動についてでございますが、狩猟採集民族でありましたアイヌの人たちは、自然の恵みに感謝しながら、山海の動植物などを食料としていたところでございます。</p> <p>現在、道内各地で、伝統的なサケ漁の体験事業やサケを迎える儀式などの取組が行われており、こうした伝承活動が全道各地に広がり、継続して行われることは、アイヌ文化への理解を深め、伝承していく上で重要なことと考えております。</p> <p>このため道といたしましては、アイヌ文化財団を通じまして、カムイチェップノミなど、様々な伝統儀式的開催事業への助成のほか、伝統的生活空間におけます体験交流事業などを行ってきたところであり、引き続き、アイヌ文化の理解と伝承活動の促進が図られますよう、取り組んでまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(十四) アイヌ語について 言語について伺いたいと思います。 同化政策の中でアイヌ語が置き換えられてきたと日本語に。そうした中で道はアイヌ語の現状というものをどのように受け止めているのか、伺います。</p> <p>(十五) アイヌ語の復活・継承への取組について 消滅危機言語と認定されているということで、本当に厳しい状況だなというふうに思います。イランカラプテといっているだけでは中々復活しないと思うんですけども、アイヌ語が最も身近なのは、アイヌ語に由来する地名ではないかと私は考えております。さきほどの松浦武四郎さんの記録にもそうしたことが書き留めてありましてこれが和名にも反映されていったんだというふうに思いますので次世代につないでいくために今後身近にアイヌ語に親しみ普及継承していくために取り組んでいく必要があると考えます。北海道弁の「そだねー」がですね大変ブームになりましたけれどもアイヌ語もですね本当に大きな力を持って広めていく、そうした取組に進めて行ってほしいなと思うんですけど、どういうふうに取り組んでいくのか、伺います。</p> <p>(十六) 今後、国民理解を深めるための取組について 道ではアイヌ文化再現マニュアルを作成してアイヌ語由来の地名についてハンドブックも作成していると承知しております。私もアイヌ語のCD持っているんですけども、中々こうまだなじめないところがありましてなんとかこれをクリアしていこうと努力をしているところです。 アイヌ民族の歴史、文化、言語等についてですね、先住民民族として今後ですね、国民理解を深めていく必要が本当に高まっているんだというふうに思いますが、今後、どのように取り組んで行くのか部長に見解を伺います。</p> <p>部長がお薦めになったようにマンガによる普及というのでもアイヌへの理解の一助になったというふうに考えておりますし、私あらためて今回ですね様々な文献も読ませていただきました。それでアイヌの人たちのことをわずかでも理解する機会になったかと思えます。今回ですねこうした</p>	<p>(アイヌ政策推進室参事) アイヌ語の現状についてでございますが、アイヌ語は、アイヌの人たちの固有の言語であり、民族としてのアイデンティティの中核をなすものでありますが、アイヌ語を使える方々が減少しておりますことから、ユネスコは、アイヌ語を消滅危機言語と認定するなど、アイヌ語を取り巻く環境は大変厳しい状況にあると認識しております。</p> <p>(アイヌ政策推進室長) アイヌ語の普及等の取組についてであります。道では、アイヌ語教育の充実とその普及を図るため、アイヌ文化財団を通じまして、一般のリスナーを対象としたラジオ講座、初級者から上級者まで段階に応じたアイヌ語教室、学習成果を発表するアイヌ語弁論大会を実施してきたところであります。 また、小中学校を対象とするアイヌ文化体験講座の実施のほか、昨年12月には、アイヌ語に関する調査研究の成果や各地域の取組事例などを広く知っていただくため、危機的な状況にある言語・方言サミット北海道大会を開催したところであり、引き続き、幅広い方々に、アイヌ語に触れる機会を提供し、アイヌ語の普及、振興に取り組んでまいります。</p> <p>(環境生活部長) 国民理解の促進についてであります。国が行った、「国民のアイヌに対する理解度についての意識調査」によりますと、アイヌ文化等に接したことのある国民全体の割合は低く、また、差別や偏見の有無に関する意識の差も、国民全体とアイヌの人たちの間で大きくなっているところでございます。 こうした現状を踏まえ、国におきましては、アイヌの人たちやアイヌ文化と接する機会の増加や国民理解の促進が重要であることはもとより、現行施策を継続するだけでは不十分であるとして、アイヌ政策の再構築に向けた検討を進めております。 道といたしましても、アイヌの人たちの生活や歴史などに関し、広く道民の理解を深めることが、極めて重要と認識しており、今後とも、アイヌ協会をはじめ、関係機関・団体等の協力を得ながら、アイヌ民族への理解を深めるための啓発冊子の作成や道の施設での展示、さらには、象徴空間の開設を契機とした様々な情報発信機会を活用するなどして、一層の理解促進に努めてまいります。 以上でございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>質問するに当たって環境生活部の皆さんからアイヌに対する理解っていうのをこれまで以上に一緒に深めることができたんじゃないかと思imasので今後ともまた引き続きこうした問題に取り組んでいきたいと思imas。ありがとうございます。</p>	